

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 訓 令

○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

一五

### 告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

一五

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

一五

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件

一五

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件の一部を改正する件

一五

○土地収用法により事業の認定をした件

一五

○道路の区域を変更する件

一五

○道路の供用を開始する件

一五

### 公 告

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

一五

福島県警察本部

一五

○一般競争入札を行う件

一五

## 訓 令

### 福島県訓令第五号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十三年四月二十二日

### 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一自然保護の監視調査の業務に従事する職員の項中「防寒服

本庁 機関  
出先 機関 関

福島県知事 佐藤 雄平

防寒服

年を「防寒服

一三年

に改め、同表農林事務所(農業普及所及び大

柿ダム管理事務所に限る。)又は病害虫防除所に勤務する技術職員の項中

ゴム長ぐ

つ  
一二年

を

ゴム長ぐつ	一二年	農林事務所(農業普及所)に限り、種子の審査する職員
田植え用長ぐつ	一二年	

所(農業普及に勤務し、査業務に従事に限る。)

に改め、同表農林事務所(農村整備部に限る。)又は用水改良事務所

に勤務し、用地又は換地の業務に従事する事務職員の項中「又は用水改良事務所」を削り、同表農林事務所(農村整備部及び森林林業部に限る。)、用水改良事務所、農業支援総室(農業担い手課に限る。)、又は農村整備総室(農村振興課に限る。)に勤務する技術職員の項中「、用水改良事務所」を削り、同表建設事務所、あぶくま高原自動車道建設事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所又は流域下水道建設事務所に勤務する技術職員の項中「、あぶくま高原自動車道建設事務所」を削る。

別表第二農林水産部農業支援総室の項中「災害調査用 作業 帽」を 普及指導用 災害調査用

作業 帽 作業 服 に改め、同表農林水産部森林林業総室の項中「森林計画調査用」を「森林調査用」に改め、同表出納局の項中「会計検査用 ゴム長ぐつ」を 「会計検査用 ゴム長ぐつ」に改め、同表地方振興局の項中「滞納物件処分用」を「滞納処分用」に改め、

ム長ぐつ

「寒 服」  
 同表用水改良事務所の項を削り、同表あぶくま高原自動車道建設事務所及び流域下水道建設事務所の項中「あぶくま高原自動車道建設事務所及び」を削り、同表港湾建設事務所

「施設管理用 防寒 服」を  
 港湾護岸巡視用 作業 帽  
 港湾護岸巡視用 作業 服 に改める。  
 港湾護岸巡視用 安全ぐつ  
 港湾護岸巡視用 防寒 服」

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

(職員業務課)

告 示

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月二十二日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月二十二日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十ほか  
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月二十二日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 南会津郡南会津町白沢字阿多根一四三三の一、一四三三の二、一四三三の一三
  - 二 指定の目的  
 水源のかん養
  - 三 指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

## 福島県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

## 一 保安林予定森林の所在場所

郡山市湖南町横沢字麓山二六三二の八

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字麓山二六三二の八（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

## 福島県告示第百二十七号

保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件（平成二十三年福島県告示第百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

## 一 中「耶麻郡北塩原村檜原字細野山一一五三」を「耶麻郡北塩原村大字松原字細野山一一五三」に改める。

（治山対策課）

## 福島県告示第百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

## 一 起業者の名称

福島県知事 佐藤雄平

## 二 事業の種類

鹿角平クロスカントリーコース整備事業

## 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野地内

2 使用の部分 なし

## 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

鹿角平クロスカントリーコース整備事業（以下「本件事業」という。）は、村の観光資源の一つである鹿角平観光牧場内にクロスカントリーコースを整備するものであり、法第三条第三十二号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

## 鮫川村

## 二 事業の種類

鹿角平クロスカントリーコース整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野地内

2 使用の部分 なし

## 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

鹿角平クロスカントリーコース整備事業（以下「本件事業」という。）は、村の観光資源の一つである鹿角平観光牧場内にクロスカントリーコースを整備するものであり、法第三条第三十二号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、平成十七年度に策定された第三次鮫川村振興計画において本件事業を行うこととしており、今年度、事業施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

起業地の存する鮫川村は、昭和五十年に五千七百人であった人口が、平成二十年には四千七十八人と大幅に減少しており、急激な過疎化が進行している状況にある。また、村内の産業についても、人口減少に伴う売り上げの低迷や後継者不足等により著しく衰退しており、村としても、交流人口の増加と地域産業の振興を村の最重要課題と位置付けている。

一方、平成十九年度に策定された鮫川村特定健康診査等実施計画によれば、村内におけるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の割合が、男性は約三十八パーセント、女性は約二十五パーセントとなっている。

これを県の調査結果と比較すると、いずれも県全体の平均値を上回っており、村民の健康づくりへの取り組みも喫緊の課題となっている。

本件事業は、これらの課題解決のため、平成十七年度に策定された第三次鮫川村振興計画に基づき施行するものであり、村の観光資源の一つで、大きな緑地景観の広がる鹿角平観光牧場内にクロスカントリーコースを整備するものである。

クロスカントリーとは、丘陵等の自然の地形を生かして設定されたコースを走る陸上競技の一種であるが、陸上競技関係者からは、起業地は適度な勾配があるためクロスカントリーコースの設置に適しており、日頃の練習や合宿の場として利用できるよう本件事業の早期施行を期待しているとの意見が出されている。

本件事業の施行に伴い各種団体の合宿等の受け入れを推進することにより、流入人口の増加を図ることができるだけでなく、村内宿泊施設の利用や村の農産物を使用した食事の提供等による経済効果も期待できる。

さらに、本コースは、走路面に木製チップ材を敷き詰めることとしており、利用者の身体への負担が少なく、健康づくりを目的としたウォーキング等にも適していることから、村民の健康増進の場として利用することもできる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が、希少野生生物の生息及び生育の情報について福島県生活環境部環境共生総室自然保護課に照会したところ、起業地周辺において「ヒバリ」が生息しているとの情報提供があった。

したがって、本件事業においては、鹿角平観光牧場の草地のうち、クロスカントリコースの走路とその周辺部分のみを起業地とし、草地の全面的な除去、改変を行わないようにしている。また、工事施工にあたっては、土砂の流出に配慮するほか、自然環境の保全や野生生物の保護に努めることとしている。

そのほか、起業者は、起業地周辺における埋蔵文化財の有無について調査し、起業地が埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。

なお、起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定にあたって、村内の二か所を候補地としたうえで比較検討を行っているが、機能的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、本コースの設計にあたっては、陸上競技関係者の監修を受けており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、起業地の存する鮫川村は、急激な過疎化が進行しており、村内の産業も著しく衰退している状況である。

このような状況の中、村としても、交流人口の増加と地域産業の振興を村の最重要課題と位置付けている。

本件事業は、これらの課題解決のため、第三次鮫川村振興計画に基づき施行するものであり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、本起業地は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

鮫川村役場企画調整課

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字笈川 字館二四番地先から 同 郡同 村大字笈川 字殿田三番地先まで	変更前	一一・四〇 四三・五	八四九・〇
		変更後	一一・四〇 三四・八	八四九・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道浜崎高野会津 河沼郡湯川村大字笈川字館二四番地先から 平成二十三年四月  
若松線 同 郡 同 村 大字笈川字殿田三番地先まで 二二日

(築路計画課)

## 公 告

### 公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年四月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
会津宮川土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 長藤 利春 大沼郡会津美里町橋丸字田中七九番地

(監印) (監印)

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第55号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察通信指令システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年4月22日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

#### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察通信指令システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 借入期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで

(4) 納入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 都道府県警察において、通信指令システムを過去5年以内に納入した実績を有している者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年5月25日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年6月10日（金）午後1時30分 福島県庁本庁舎4階 福島県警察本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年6月9日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Fukushima Police Communication Command System 1 Unit
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 10 June 2011
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 9 June 2011
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8686 Japan Tel024-522-2151

(会 計 課)